

議案第八十九号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成四年十月二十九日

三朝町長 安田真一郎

平成四年拾月貳拾九日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

- 一 工 事 名 三朝左岸幹線管渠築造工事（四―六）
- 二 工 事 場 所 三朝町大字本泉
- 三 契約の相手方 倉吉市旭田町六〇―一  
打吹建設株式会社  
代表取締役 小 谷 實
- 四 契 約 金 額 三四、二九九、〇〇〇円
- 五 工事完成期限 平成五年三月二十五日
- 六 契約締結の方法 指名競争入札